長久小学校いじめ防止基本方針

大田市立長久小学校

１．基本方針

「いじめ防止対策推進法」並びに「大田市いじめ防止基本方針」等の趣旨を踏まえ、児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置しないようにするとともに、いじめが、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解させ､いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応）に取り組むようにするため、以下のように「長久小学校いじめ防止基本方針」を策定し、進めていく。

(1)　ねらい

〇いじめをしない、させない、許さない児童の育成をめざす。

〇いじめ問題に対する児童、職員、保護者の理解を深める。

(2)　いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的及び物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3)　いじめに対する認識

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。

〇いじめは人権侵害であり、許すことのできないものである。

〇いじめはどの子にも起こりうる。

〇いじめは大人が気づきにくく（見えにくく）、判断しにくい形で行われる。

〇いじめが発見された場合は、いじめられた児童の立場に立って取り組む。

(4)　いじめに対する基本姿勢

いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全職員で示す。

いじめ防止の基本姿勢として、以下のことに取り組む。

〇いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努め、安心・安全な学校づくりを進める。

〇児童一人一人の自尊感情を育み、人権感覚を高めていく教育活動を推進する。

〇いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。（日常の児童観察と情報の共有、対話、教育相談　等）

〇いじめの早期解決のため、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。

〇学校と家庭・地域が協力して、指導にあたる。

２．未然防止の取組

(1)　校内体制の整備

○「長久小学校いじめ防止対策委員会」の定期的な開催（年度初め、年度の終わり、必要に応じて）

(2)　生徒指導体制の充実

○月に１回、生徒指導部会を開く。

○職員終礼時に児童の情報交換を実施する。（週１回程度）

○子どもたちの現状から生活目標を設定する。

○人権・同和教育への取組

・生徒指導部だよりによる保護者への啓発

・スクールカウンセラーの効果的な活用計画の作成

(3)　道徳教育の充実

(4)　「やるべきことをきちんとできる」人間性の醸成

○学力の育成を図る。

○家庭との連携を密にし、学校で学んだことが家庭で生かせる、家庭で振り返ったことが学校生活の中で生かせる環境作りを進める。

(5)　アンケート QU の活用

○観察だけではどうしても、気付くことができない部分をアンケートＱＵにより補う。

（職員の観察と子どもの実態のずれを補う）

○結果から、これまでの指導を見直し、課題の解決に向けて学級経営や授業の工夫に努める。

(6)　健全育成のための体験活動の推進

○縦割り班活動「おごよい班活動」の充実

○学習活動の中で、保育園児や高齢者との関わりの場を設けたり、地域ボランティアとの学習の場を設けたりすることで、日常生活では体験できない心の耕しを図る。

(7)　特別支援教育の充実

○個別の支援と、理解学習。

(8)　規範意識の醸成

○長久小「あたりまえ」合い言葉の徹底

(9)　情報モラル教育の取組

○情報モラル教育の実施。

○PTA 講演会でもメディアに関するものを取り上げ、保護者と共に考える機会を設ける。

３．早期発見のための取組

(1)　校内体制の整備

○「生徒指導職員会」（全職員の共通理解）

役　割：人間関係、学校生活、学習等に課題を有する児童について、現状や指導についての情報交換、および指導方針について話し合いを行う。

開　催：毎月１回生徒指導職員会を開催
メンバー：全教職員

役　割	担　当
学校基本法に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成・実行・検証、修正の中核	定期開催の委員会（外部）
いじめの相談・通報の窓口	学校、市教委
情報の収集と記録、共有	個々の事案に対応する実務組織
緊急会議の開催	個々の事案に対応する実務組織
児童の情報と指導方針の共有	生徒指導職員会

いじめの相談窓口（西本養護教諭）

(2)　いじめに関するアンケート調査の実施

○学期に１回のカウンセリングウィークに合わせ、児童に生活アンケートを行う。
○児童の悩みや人間関係を把握し、いじめの兆候を見逃さないよう努める。

(3)　日常の児童観察と保健室の利用状況のこまめなチェック

○担任だけでなく、出入りをする教員すべてにおける人間関係の把握。
○保健室の利用状況が増加傾向にある児童は担任へすぐ知らせることを徹底させる。
○生徒指導職員会でも定期的な情報交換の場を設ける。

(4)　教育相談の充実

○学期に１回のカウンセリングウィークを全学年で取り組む。
○どの担任も一人一人と対話形式等で行い、児童の声をきく機会とする。
○そこで出た課題は、生徒指導部で総括し、全職員で共通理解し、迅速な対応に努める。

(5)　スクールカウンセラーの活用

○常駐ではないため、カウンセラー勤務日を事前に知らせ、気になる児童・保護者には担任から事前に声がけをしてカウンセリングを設定する。
○児童に身近な存在になり、相談しやすい雰囲気を作り出すために、年１回以上、どの学年にも授業に入ってもらい、エンカウンターを中心にした授業を行う。

(6)　保護者との連携

○何かが起きてからではなく、日頃から情報交換しやすい人間関係の構築に努める。
○家庭での様子や友だち関係などの情報を集めて指導に生かすこととする。
○学校の様子や取組をよく知ってもらうための、「学級だより」「校長室だより」「学校だより」「生徒指導部だより」等を定期的に発行する。
○学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価が行えるようにする。

(7)　組織的対応、迅速・誠実な複数対応

４．いじめ発生時の対応

(1)　校内体制の整備

○「長久小学校いじめ防止対策委員会」の設置
　役　割：いじめが発生した場合、情報の収集と記録・共有を行い、緊急に実務組織を開

催し、いじめの解決に向けて指導・支援の体制と対応方針・手順等を決定する等、迅速な対応を行う。

開　催：いじめ事案発生時 24 時間以内に開催

メンバー：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター
養護教諭、該当担任
（必要に応じて市教委、ＰＴＡ役員、スクールカウンセラー、大田警察署）

(2)　教育委員会への報告

○いじめを認知した段階で報告する。

(3)　対応の手順

○事実関係の把握を行う。

○いじめられた側、いじめた側、周囲の児童、学級・学校全体に対する指導を行う。（支援や働きかけの手順等）

○当該児童とその保護者への説明を行う。

○他の保護者への説明の必要性を判断し、実施する。

○背景や学校の課題等の分析を行う。

(4)　再発防止に向けた取組

５．重大事態発生時の対処

学校において重大事態発生の場合は、次のように対処する。

(1)　重大事態の定義

○いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があったとき。

(2)　学校が主体となって調査する場合の校内体制

○「長久小学校いじめ防止対策委員会」の設置

役　割：いじめが発生した場合、情報の収集と記録・共有を行い、緊急に実務組織を開催し、いじめの解決に向けて指導・支援の体制と対応方針・手順等を決定する等、迅速な対応を行う。

開　催：いじめを認知したら、24 時間以内に開催する。

メンバー：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター
養護教諭、該当担任
（必要に応じて召集：市教委、ＰＴＡ役員、スクールカウンセラー、大田警察署）

(3)　市教委への報告

○「自死」があった場合は、直ちに市教委に第一報を入れる。その後、遺族や警察に状況を確かめ、指導記録の確認や全教職員の聞き取りなどの「基本調査」を実施し、３日以内をめどに市教委に報告する。